

国内外における税制のグリーン化に関する状況について

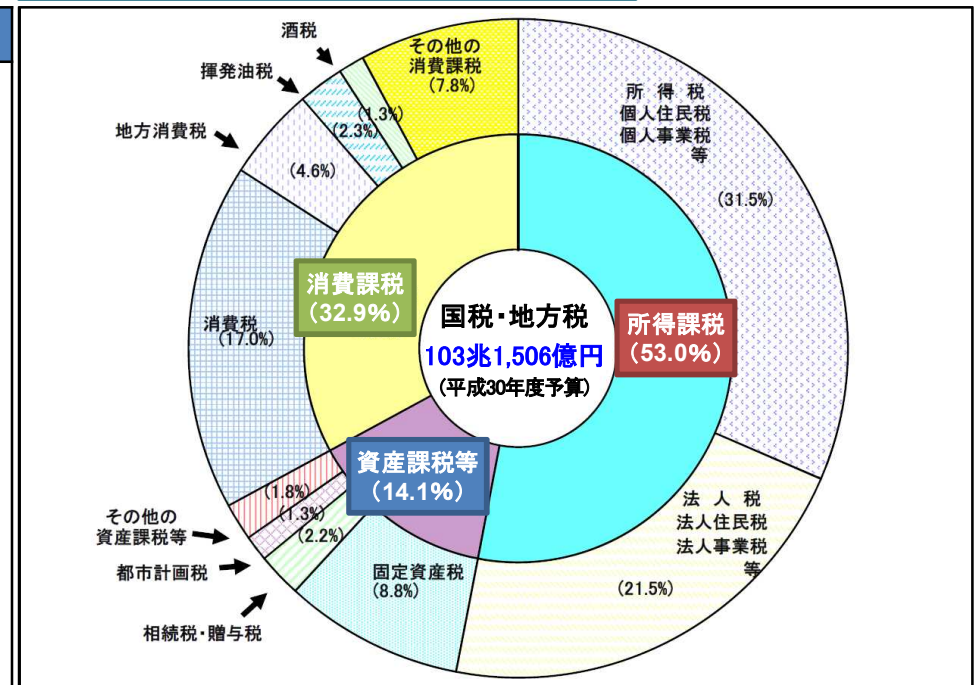
我が国の環境関連税制の動向

我が国の税制の概要

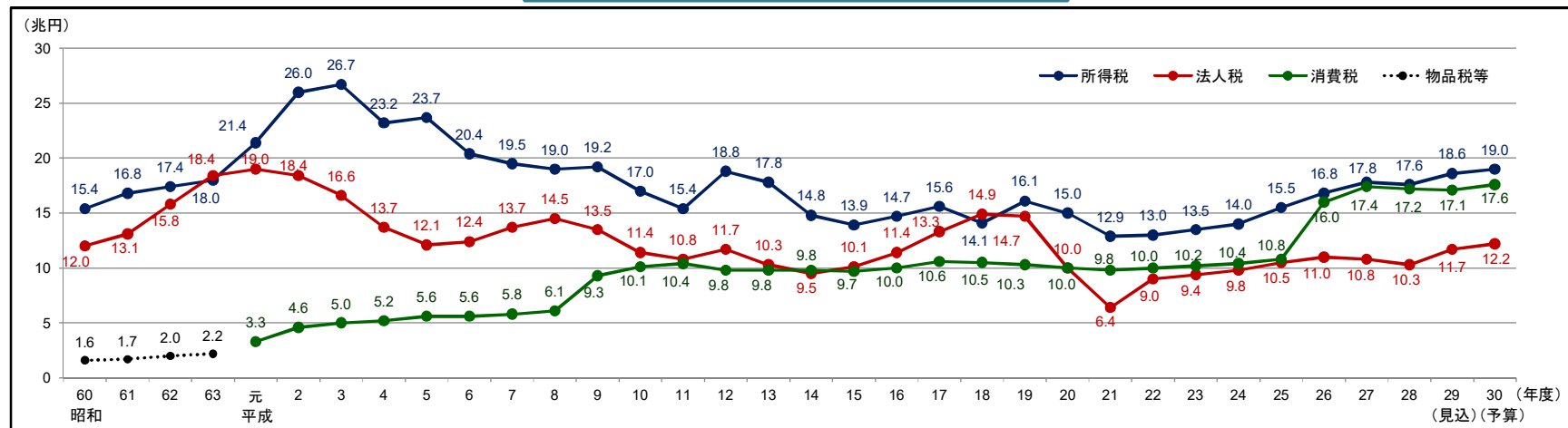
国税・地方税の税目

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税 地方法人特別税 復興特別所得税 地方法人税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 自動車重量税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 軽自動車税 鉦区税 狩猟税 鉦産税 入湯税
	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 特別土地保有税 法定外普通税 法定外目的税 国民健康保険税			

国税・地方税の内訳



主要税目の税収の推移



(出典) 財務省「国税・地方税の税目・内訳」、財務省「主要税目の税収(一般会計)の推移」

我が国の環境関連税制

エネルギー課税	税 目 (課税主体)	課 税 対 象	税 率	税 収 (平成30年度予算)	使 途
	揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	48.6円/ℓ (本則: 24.3円/ℓ)	23,300億円	一般財源
	地方揮発油税 (国)		5.2円/ℓ (本則: 4.4円/ℓ)	2,493億円	一般財源 (都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
	石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	17.5円/kg	160億円	一般財源 (税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
	軽油引取税 (都道府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取り で当該引取りに係る軽油の現実の納入 を伴うもの	32.1円/ℓ (本則: 15.0円/ℓ)	9,492億円	一般財源
	航空機燃料税 (国)	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	18.0円/ℓ ※H32.3までの特例税率 (本則: 26.0円/ℓ)	669億円	空港整備等(税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の 空港対策費として譲与)
	石油石炭税 (国)	原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	- 原油、石油製品 2,040円/kℓ - LPG、LNG等 1,080円/t - 石炭 700円/t	7,090億円	燃料安定供給対策 〔石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を 図るための、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置〕
	地球温暖化対策の ための課税の特例	CO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10施行。3年半かけて税率を 段階的に引き上げ	- 原油、石油製品 760円/kℓ - LPG、LNG等 780円/t - 石炭 670円/t	—	エネルギー需給構造高度化対策 〔内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの 需給構造の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等 の措置及びエネルギー起源CO ₂ 排出抑制対策などの措置〕
	電源開発促進税 (国)	販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1000kwh	3,230億円	電源立地対策 〔発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電 用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その 他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するため の財政上の措置〕 電源利用対策 〔発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による 電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置〕 原子力安全規制対策 〔原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置(独立行 政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。)]

計 4兆6,434億円

車体課税	自動車重量税 (国)	自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査 自動車及び車両番号の指定を受ける届 出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5tにつき - 自家用 4,100円/年 - 営業用 2,600円/年 (本則: いずれも2,500円)	6,661億円	一般財源 (税収の407/1000は、市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付
	自動車税 (都道府県)	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・自家用 総排気量1.5～2ℓ 39,500円/年	15,258億円	一般財源
	軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 4月1日に所有する軽自動車、原動機 付自転車等	[例]乗用車・自家用 - 平成27年4月1日以降 10,800円/年 (平成27年3月31日以前は7,200円/年)	2,604億円	一般財源
	自動車取得税 (都道府県)	自動車 取得する自動車	- 自家用 取得価額の3% - 営業用・軽自動車 " の2% (本則: いずれも3%)	1,665億円	一般財源 (税収の95/100×7/10は市町村に交付(この他、指定都市に加算))

計 2兆6,188億円

(注) エネルギー課税及び車体課税は、OECD「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の課税対象である「エネルギー製品」、「自動車及びその他輸送手段」に対する税にそれぞれ該当する。

環境関連の主な現行の税制措置

持続可能な社会

◇廃棄物の適正処理

- ・廃棄物処理施設に対する事業所税の非課税・軽減(課税標準の特例)
- ・ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)
- ・廃棄物処理事業に使用する軽油に係る軽油引取税の免除 等

◇生物多様性の保全

- ・国立公園等に係る固定資産税の非課税
- ・国立公園等の区域内の土地を譲渡する場合の特例(譲渡所得の特別控除)
- ・国立公園特別保護地区等に存する土地を相続した場合における相続税の特例措置(物納劣後財産に該当しないものとみなす措置) 等

循環型社会

自然共生型社会

◇地球温暖化対策のための税

- 石油石炭税の税率の特例(CO₂排出量に応じた税率の上乗せ)

◇再生可能エネルギー促進

- ・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)

◇環境関連投資促進税制

- ・環境関連投資に係る投資型減税(法人税の特別償却等)

◇車体課税のグリーン化

- 環境性能に優れた自動車に係る
 - ・自動車重量税の見直し・エコカー減税
 - ・自動車取得税の軽減(エコカー減税)
 - ・自動車税のグリーン化特例(軽課・重課)

◇省エネ住宅等

- ・住宅の省エネルギーフォームに係る投資型減税(所得税額の特別控除)
- ・省エネルギーフォームをした住宅に係る固定資産税の軽減

◇バイオ燃料

- ・バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の特例(混和分の控除) 等

低炭素社会

◇低公害型社会の実現

- ・公害防止施設に係る事業所税の軽減(課税標準の特例)
- ・公害防止施設に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)

安全が確保される社会

◇東日本大震災からの復旧・復興

- ・汚染廃棄物等に係る処理施設の設置促進のための所得税等の特例措置(譲渡所得の特別控除) 等

※ その他、基盤的措置として、環境関連を含む研究開発促進のための法人税額の特別控除(R&D税制)がある。

地方における税制のグリーン化の状況

各地方公共団体における環境保全関連の税(地方環境税)

(平成30年4月現在)

分野	課税措置等の例	都道府県／市町村名	税収額 (億円)
廃棄物・リサイクル対策	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に課税【法定外目的税】)	三重県、岡山県、広島県、鳥取県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県、京都府、宮城県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県、福岡県北九州市【計28件】	72 ※1,4
森林・水源環境の保全	森林環境税等(森林環境の保全に係る住民税均等割の超過課税)※2	高知県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県、愛知県、宮城県、山梨県、岐阜県、群馬県、三重県、京都府、大阪府、横浜市【計38件】	341 ※3
原発立地及び周辺地域の安全対策等※5	核燃料税(原子炉への核燃料挿入に課税【法定外普通税】)	宮城県	0 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による運転及び廃止、又は原子炉設置による発電に課税【法定外普通税】)	愛媛県、佐賀県、島根県(原子炉設置による運転及び廃止)、静岡県、鹿児島県、新潟県、北海道、石川県(原子炉設置による発電)【計8件】	113 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による運転及び廃止、施設における使用済燃料の貯蔵に課税【法定外普通税】)	福井県	66 ※1
	核燃料等取扱税(原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ・保管等に課税【法定外普通税】)	茨城県	12 ※1
	核燃料物質等取扱税(ウランの濃縮、原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ等に課税【法定外普通税】)	青森県	197 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵に課税【法定外普通税・法定外目的税】)	鹿児島県薩摩川内市、愛媛県伊方町(法定外普通税)※4、佐賀県玄海町(法定外目的税)【計3件】	11 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の保管に課税【法定外目的税】)	新潟県柏崎市	6 ※1
その他	砂利採取税等(岩石及び砂利等の採取に課税【法定外普通税】)	神奈川県山北町	0.04 ※1
	乗鞍環境保全税(駐車場への自動車進入に課税【法定外目的税】)	岐阜県	0.1 ※1
	遊漁税(河口湖での遊漁行為に課税【法定外目的税】)	山梨県富士河口湖町	0.1 ※1
	環境協力税(旅客船等による各村への入域に課税【法定外目的税】)	沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村【計3件】	0.2 ※1
	美ら島税(旅客船等による各村への入域に課税【法定外目的税】)	沖縄県座間味村	0.1 ※1
	歴史と文化の環境税(有料駐車場駐車台数に課税【法定外普通税】)	福岡県太宰府市	0.8 ※1
	開発事業等緑化負担税(開発行為等の行われる土地面積に課税【法定外目的税】)	大阪府箕面市	0.2 ※1

(注) 法定外税のうち環境に関わる税、道府県民税・市町村民税の超過課税分を「地方環境税」としている。

※1 総務省「法定外税の概要(平成30年1月現在)」に記載された平成28年度決算額をもとに作成(森林環境税等を除く)。

※2 地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主権に基づく。

※3 森林環境税の税収は、「平成28年度決算財政状況資料集」(総務省)に記載された平成28年度決算額をもとに作成。京都府と大阪府の税収見込を加算。

※4 愛知県伊方町は使用済核燃料の貯蔵に課税する使用済核燃料税(法定外普通税)を新設(平成30年4月1日より施行。税収見込は平年度3.09億円)。

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ①

分野		諸外国の状況		我が国における状況
		課税措置の例	(主な)実施国	
低炭素社会	地球温暖化対策	エネルギー課税(炭素税)	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国	地球温暖化対策のための税、石油石炭税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、電源開発促進税
		車体課税(取得・保有・利用税)	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国	自動車取得税及び自動車重量税におけるエコカー減税、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例
		フロン税(オゾン層破壊物質や含有製品の使用・販売行為等への課税)	オーストラリア、チェコ、デンマーク、ノルウェー、スペイン、米国	—
循環型社会	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物税(廃棄物全般の処理行為、廃タイヤ・塩ビ等の個別物品への課税)	オーストラリア(ニューサウスウェールズ、ビクトリア州)、オーストリア、ベルギー(フランデレン地域、ワロン地域)、カナダ(本国及びブリティッシュ・コロンビア州等)、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン(マドリッド州等)、スウェーデン、スイス、英国、米国(ニュージャージー州等)	産業廃棄物税(例:三重県、岡山県)等
		飲料容器税(ペットボトル等への課税)	ベルギー、カナダ(ケベック州)、フィンランド、イスラエル、ノルウェー	—
		包装物税(プラスチック包装物、アルミニウム包装物等への課税)	ベルギー、デンマーク、エストニア、ハンガリー、イタリア、アイルランド、スロベニア、スペイン(アンダルシア地方)	—
	鉱物資源の保全	鉱物資源税(鉄鉱石等の採掘行為、生産量や生産利益等に応じて課税)	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州、ケベック州)、チリ、デンマーク、エストニア、フランス、メキシコ、ポーランド、スウェーデン、英国、米国(アラバマ州等)	—
	水資源の保全	水道税(河川の取水行為、水道水の利用に対する課税)	デンマーク、エストニア、ドイツ(連邦、ブランデンブルク州等)、韓国、オランダ、ポルトガル、スロベニア	水道水源保全基金(豊田市)等
		地下水税(地下水の取水行為、地下水の利用に対する課税)	ベルギー(フランデレン地域、ワロン地域)、チェコ、ドイツ(ベルリン市等)、韓国	地下水利用協力金制度(秦野市)等
	漁業資源の保全	入漁税(漁業権の取得行為、漁業行為や漁業利益に応じて課税)	オーストリア、チリ、デンマーク、エストニア、ドイツ、フィンランド、ラトビア、メキシコ、ポルトガル、スペイン、スイス、英国、米国(アラスカ州等)	遊漁税(富士河口湖町)等

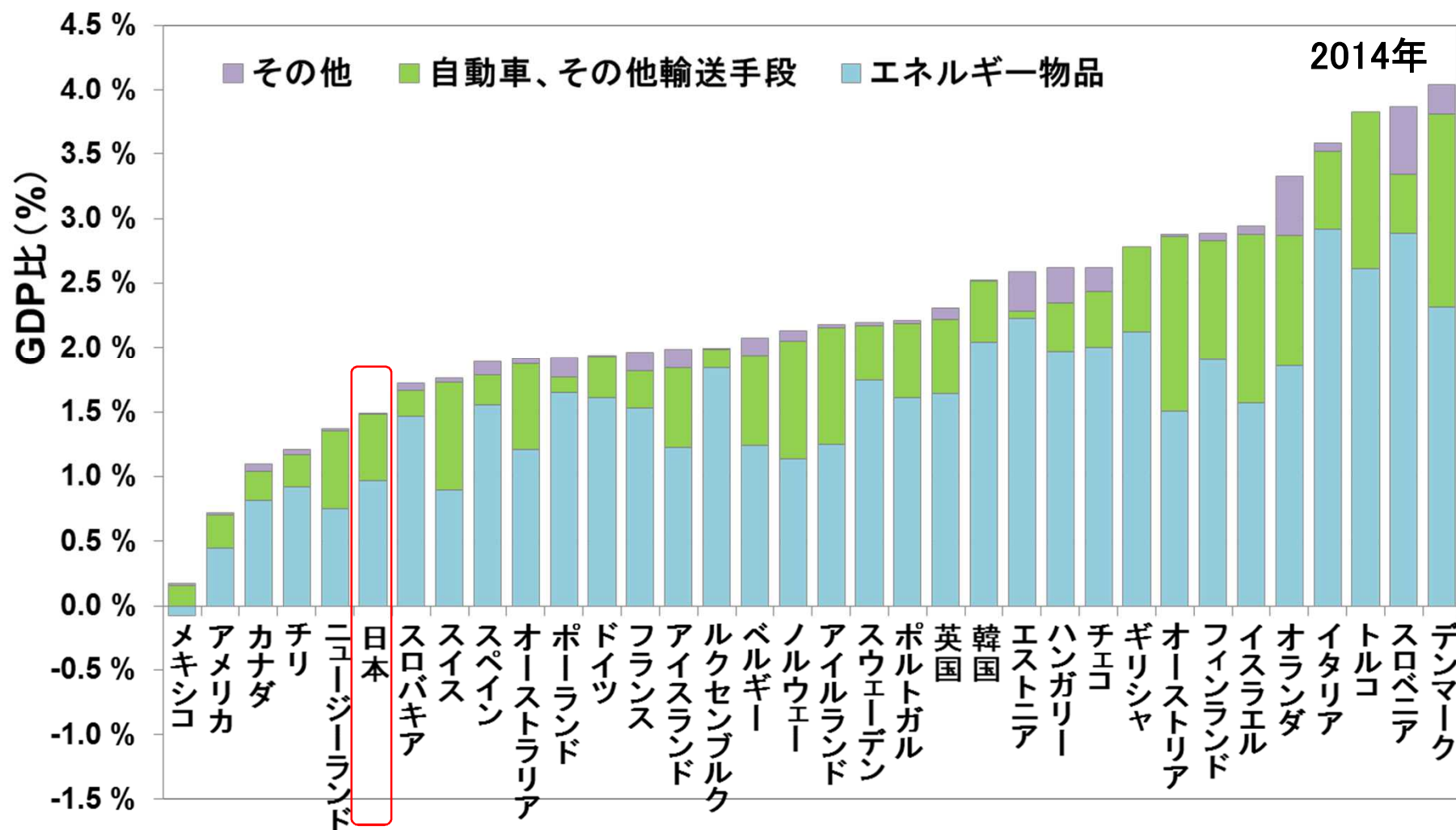
(出典) 各国政府資料、OECDデータベース、総務省「法定外税の概要」等より作成。

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ②

分野		諸外国の状況		我が国における状況
		課税措置の例	(主な)実施国	
自然共生型社会	自然環境の保全	森林保護税(植林せずに木を伐採する行為への課税)	オーストリア(ウィーン市)	森林環境税(例:高知県)等
		立木伐採税(立木の伐採行為への課税)	米国(カリフォルニア州)	—
		狩猟税(狩猟免許の資格取得行為への課税)	オーストリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スイス	狩猟税
		ペット税(飼犬への課税)	ドイツ、フィンランド、ラトビア、ルクセンブルク	—
		入島税/エコ税(観光地への入場通行に課税)	チリ	環境協力税(例:沖縄県伊是名村)等
安全が確保される社会	公害対策全般	環境保護税(各種汚染物質の排出量に応じて課税)	フランス、イタリア、韓国	—
	大気汚染の防止	大気汚染税(窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出量に応じて課税)	チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、韓国、ノルウェー、ポーランド、スロバキア、スロベニア、スペイン(アンダルシア地方等)、スウェーデン	—
	水質保全	水質汚染税(農薬、窒素・リン等の汚染単位数や汚染改善に要する費用に応じて課税)	ベルギー(フランデレン地域)、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ハンガリー、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス	—
	土壌環境の保全	土壌負荷税(土壌への排水行為に対する課税)	ハンガリー、米国(ミネソタ州)	—
	騒音対策	騒音防止税(鉄道、道路、施設等からの騒音量に応じて課税)	ハンガリー、ポルトガル	—
		航空騒音税(航空機からの騒音に応じて課税)	オーストラリア、フィンランド、フランス、オランダ、スイス	—
	化学物質対策	有害化学物質税(塩素系溶剤等への課税)	カナダ(ケベック州)、デンマーク、ノルウェー、スイス、米国(アラバマ州等)	—
	原子力対策	核燃料税(核燃料の使用等に応じて課税)	ドイツ、スペイン(エクストレマドゥーラ州等)、スウェーデン、スロバキア	核燃料税(例:福井県)等
		放射性廃棄物税(放射性廃棄物への課税)	チェコ、フィンランド、スウェーデン、スペイン(アンダルシア州)、ポーランド、米国(サウスカリフォルニア州)	使用済核燃料税(新潟県柏崎市)等
その他		航空利用税(航空機利用者の出国や搭乗距離等に応じて課税)	オーストラリア、カナダ、フィンランド、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ノルウェー、英国	—
		道路利用税(道路利用距離・車両重量に応じて課税)	チェコ、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、ラトビア、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、スロバキア、スウェーデン、スイス、米国	乗鞍環境保全税(岐阜県)等
		混雑税(混雑地域に通行する車両等への課税)	イタリア(ミラノ市)、スウェーデン(ストックホルム市等)、英国(ロンドン市)	—

OECD諸国におけるGDPに占める環境関連税収の割合

GDPに占める環境関連税収の割合(2014年)



(注1)「環境関連税」は、OECD database on Policy Instruments for the Environmentの「Tax」に記載された税目。OECDによれば、「環境関連税」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的(compulsory)かつ一方的(unrequited)な政府への支払い」と定義され、また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の使途は、環境関連税の基準とならない」。

(注2)「環境関連税制」の課税対象は、「エネルギー製品」、「自動車、その他輸送手段」、及び「その他」(廃棄物、天然資源等)に区分される。日本の場合、「エネルギー製品」に対する課税には、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、「自動車及びその他輸送手段」に対する課税には、自動車取得税、自動車重量税、自動車税、軽自動車税、「その他」に対する課税には狩猟税、鉱産税が含まれる。

(注3) ポーランドは2013年の値。

(出典) The OECD Database on instruments used for environmental policyより作成。

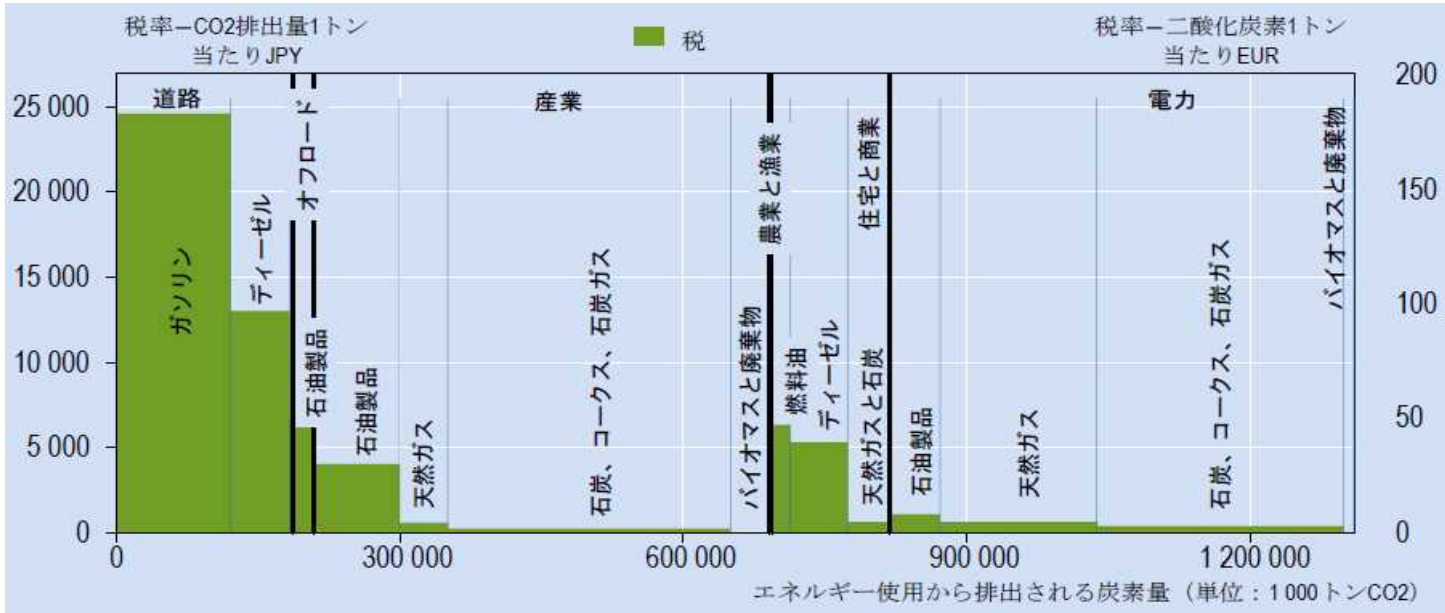
OECDによる日本への政策提言（2018年4月）

○ 2018年4月にOECDより発表された政策提言『日本：高齢化社会における包摂的な成長の促進』の中で、環境関連税の引上げの余地があることが指摘されている。

環境税制に関する主な政策提言（2018年4月）

■ 歳入の構成を転換して社会保険料や法人課税から歪みのより少ない財源、特に消費税や環境に関する税へとシフトさせつつ、政府歳入の対GDP比率を段階的に拡大する。

- 2012年から一部のエネルギー製品に対する地球温暖化対策のための税が導入されているが、道路以外のセクターにおけるエネルギーに対する税は依然としてそれほど高くはない。日本はセクター間でより均等にエネルギー税に対して課税する余地がある。
- 道路セクターでガソリンよりもディーゼルの方が税率が低いことは、環境面からは正当化できない。日本の道路交通セクターは海外からの競争には全く直面しておらず、交通による排気ガスが環境にもたらす悪影響を考えると、ディーゼル燃料に対する税率は低過ぎる。
- 水質汚染対策、生物多様性の保護、廃棄物の防止と管理など、その他の環境問題に対処するための税制を適用する余地が十分にある。



図表2.3. 2015年のエネルギー利用に対する実効税率

(出典) OECD(2018)「日本:高齢化社会における包摂的な成長の促進」より作成。

我が国におけるその他の環境関連税制の動向

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の概要

- 「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年12月22日閣議決定)において、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、第196回通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することが盛り込まれた。

森林環境税(仮称)の概要

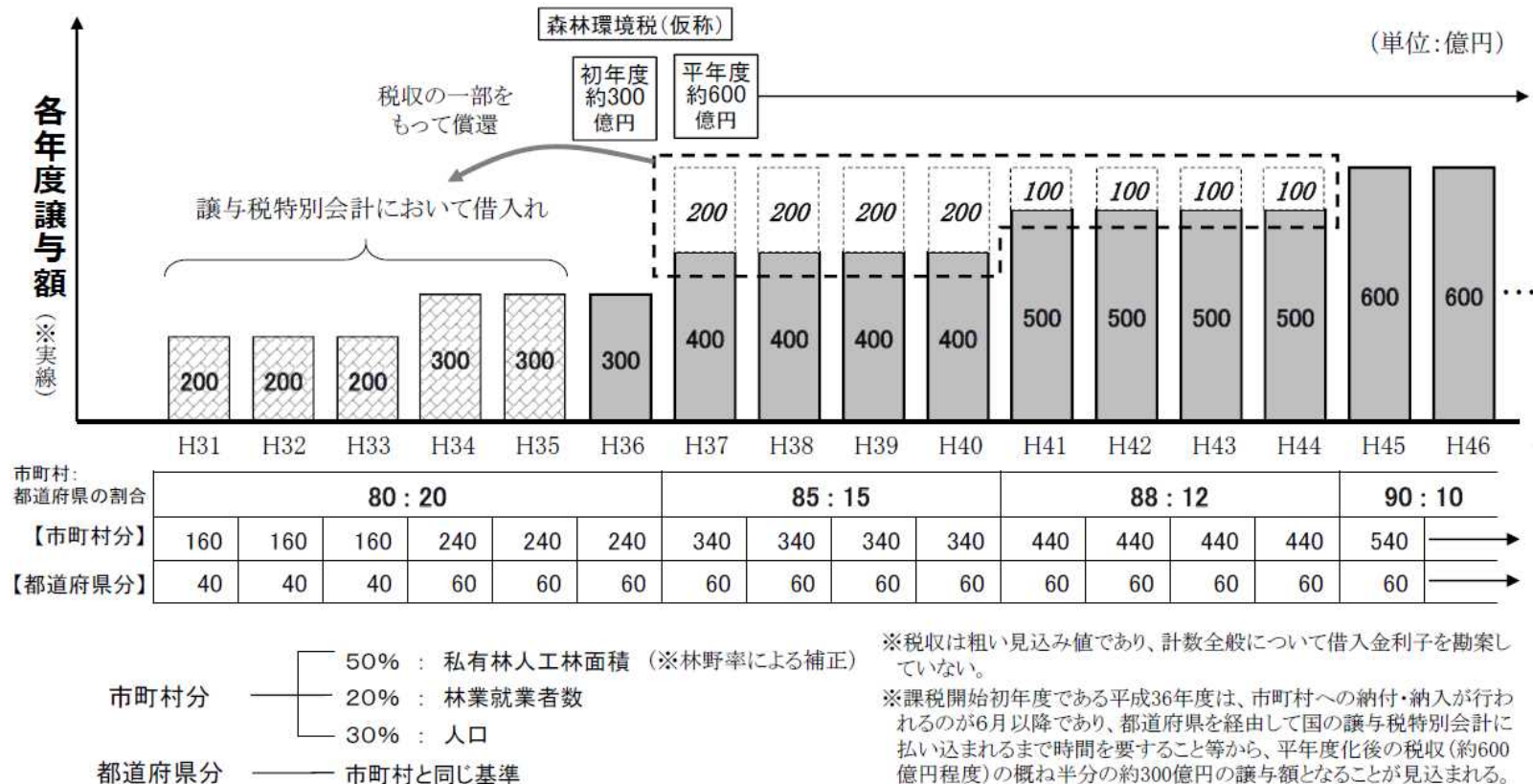
納税義務者	国内に住所を有する個人
税率	年額1,000円
徴収・納付	① 賦課徴収 ➢ 市町村において、個人住民税と併せて行う。 ② 国への払込み ➢ 市町村は納付又は納入された額を都道府県を経由して、国に納付する。
適用時期	2024年度から課税
税收	平成36年度は約300億円(期中から徴税開始のため)、平成37年度以降の平年度は約600億円。

森林環境譲与税(仮称)の概要

譲与団体	市町村及び都道府県
適用時期	平成31年度から譲与(森林現場における諸課題にできる限り早期に対応する必要があることから、新たな森林管理制度の施行とあわせ、交付税及び譲与税配布金特別会計における借入金をもって平成31年度から譲与。なお、平成35年度までの森林環境譲与税(仮称)による譲与分は、2025～2032年度の8年間の森林環境税(仮称)の税收から償還。)
用途	・市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。 ・都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。 ・市町村及び都道府県は、用途等を公表しなければならない。

森林環境譲与税(仮称)の譲与基準及び各年度の譲与額等

森林環境税(仮称)の税収額と森林環境譲与税(仮称)の譲与額



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準:

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。

国際観光旅客税の概要

- 「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年12月22日閣議決定)において、観光促進のための税として、平成31年1月7日より国際観光旅客税の創設が盛り込まれ、平成30年4月11日に国際観光旅客税法が可決成立(同月18日公布)。
- 税収は観光促進のために充当されることとなっており、その使途の一つとして「国立公園等に関する多言語解説の整備」が挙げられている。

国際観光旅客税の概要

納税義務者	航空機又は船舶により出国する旅客
税率	出国1回につき1,000円
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際運送事業に係る一定の出国を除く)
税収・使途	・ 平成30年度(平成31年1月7日～3月末日)60億円、平年度400億円程度(4,000万人×1,000円) ・ 国際観光旅客税(仮称)の税収(以下、観光財源)を以下の3つの分野に充当(括弧内は平成30年度の予算配分) ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備[32億円] ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化[13億円] ③ 観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上[15億円] ・ 平成31年度以降は、観光戦略実行推進タスクフォースにおいて、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成。観光財源を充当する具体的な施策・事業について、観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行。
徴収・納付	① 国際運送事業を営む者による特別徴収(国際運送事業を営む者の運送による出国の場合): ➢ 国際運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付 ② 旅客による納付(プライベートジェット等による出国の場合): ➢ 旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
非課税等	・ 航空機又は船舶の乗員 ・ 強制退去等 ・ 公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・ 乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・ 外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・ 日本から出国したが、天候その他の理由により日本に帰ってきた者 ・ 2歳未満の者 (注) 日本に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さないこととする。

(注) 観光庁「平成30年度観光庁関係予算決定概要」(平成29年12月)、税関「国際観光旅客税」より作成。

産業廃棄物税等の導入状況

産業廃棄物税の税率、税収額

(平成30年1月現在)

団体名	税目(名称)	課税客体	主な納税義務者	主な徴収方法	主な税率	税収額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設 又は最終処分場への搬入	最終処分場又は中間処理施設へ搬入され る産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン	531
滋賀県	産業廃棄物税					27
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の 搬入	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処理業者 (青森県は、最終処分業者へ産業廃棄物の 最終処分を委託した者及び自らその産業 廃棄物の最終処分を行う者)	特別徴収(自社処 分は申告納付※ ¹)	1,000円/トン	452
広島県	産業廃棄物埋立税					488
鳥取県	産業廃棄物処分場税					12
青森県	産業廃棄物税					97
岩手県	産業廃棄物税					76
秋田県	産業廃棄物税					199
奈良県	産業廃棄物税					141
山口県	産業廃棄物税					241
新潟県	産業廃棄物税					134
京都府	産業廃棄物税					53
宮城県	産業廃棄物税					466
島根県	産業廃棄物減量税					254
熊本県	産業廃棄物税					134
福島県	産業廃棄物税					469
愛知県	産業廃棄物税					605
沖縄県	産業廃棄物税					31
北海道	循環資源利用促進税					768
山形県	産業廃棄物税					161
愛媛県	資源循環促進税					213
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場へ の産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処 分は申告納付)	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/ト ン	171
佐賀県	産業廃棄物税					84
長崎県	産業廃棄物税					66
大分県	産業廃棄物税					344
鹿児島県	産業廃棄物税					154
宮崎県	産業廃棄物税					241
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われ る産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン	534

(出所)総務省「法定外税の概要(平成30年1月現在)」

※1 広島県、鳥取県、山口県は他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付。愛媛県は自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付。

我が国における入山・入園・入島に関する税等の概要

入山・入園・入島に関する税等の導入事例

(平成30年1月現在)

税目等	環境協力税	美ら島税	富士山保全協力金	屋久島山岳部環境保全協力金	森林環境整備協力金	清掃協力金、駐車料金
区分	法定外税(市町村)		協力金(課税以外)			
自治体	沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村	沖縄県座間味村	山梨県、静岡県	鹿児島県屋久島町※1	青森県西目屋村	熊本県菊池市
徴収目的・用途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備を行うための費用に充当	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	美しい富士山を後世に引き継ぎ、環境保全や登山者の安全対策等を図る費用に充当	山岳トイレの維持管理、登山道整備、山岳地域の安心安全のための諸活動などに充当	暗門の滝やその周辺の歩道の修復など環境整備を図る費用に充当	優れた景観と清流、原生林の維持を図る費用に充当
徴収対象	旅客船や飛行機、ヘリコプター等により入域する者を対象に課税	旅客船、航空機等により入域する者を対象に課税	山梨県・静岡県が、登山者を対象に協力金(入山料)を任意徴収	平成29年3月から、屋久島方式の持続可能なエコツーリズム事業として実施(別に、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会の森林環境整備推進協力金)	青森県が、2003年より白神山地への入山者を対象に徴収	1977年より菊池渓谷を美しくする保護管理協議会(熊本県菊池市)が、菊池渓谷への入谷を対象に徴収
金額	100円/回(障がい者、高校生又は中学生以下は課税免除)	100円/回(障害者、中学生以下は課税免除)	1人1,000円を任意徴収(2017年)	日帰り入山の場合1,000円、山中で宿泊予定の入山の場合2,000円を任意徴収※2	300円以上を任意徴収	高校生以上1人100円を徴収、駐車料金も協力金に充当
収入	2,000万円(2016年度) ・伊是名村:400万円 ・伊平屋村:300万円 ・渡嘉敷村:1,300万円	1,000万円(平年度見込額、2018年度から施行予定)	1億4,875万円(2017年度)	5,765万円(2017年4月～11月)	582万円(2015年度) [ピーク時(2007年度)には1,388万円]	1,437万円(2015年度)

※1 屋久島山岳部環境保全協力金の条例制定に伴い、鹿児島県が事務局をしていた「屋久島山岳部環境保全募金」は屋久島町に移管。

※2 白谷雲水峡だけに入園する場合、山岳部環境保全協力金の納入は必要なく、森林環境整備推進協力金500円を任意徴収。

(注)環境協力税、美ら島税は、総務省「法定外税の概要(平成30年1月現在)」をもとに作成。その他は、自治体ホームページ、ヒアリング、各種資料をもとに作成。

富士山保全協力金(山梨県、静岡県)の概要

富士山保全協力金の概要

課税目的	美しい富士山を後世に引き継ぎ、環境保全や登山者の安全対策等を図る費用に充当
課税対象	山梨県、静岡県が、登山者を対象に協力金(入山料)を任意徴収
税率	1人1,000円を徴収(2017年) 山梨県は7月1日～9月10日、静岡県は7月10日～9月10日
実施状況	2013年夏に10日間の社会実験(試験徴収)を実施、2014年夏から本格導入、基金化して運用 山梨県で2015年3月16日に富士山保全に関する条例案可決、静岡県で2015年3月11日に富士山保全条例が成立
税收	2017年は約1億4,875万円(山梨県が約9,670万円、静岡県が約5,205万円)
使途	上記の目的実現のために使用

富士山保全協力金の使途(例)

(1) 富士山の環境保全(2017年度)

- 山小屋トイレの改修(バイオトイレの機能回復と処理能力の向上、カキ殻材の入れ替えによるカキ殻式トイレの機能回復)
- 登山道の巡視(須走ルートの中合目～八合目までの間において、屋外排泄物の確認・回収、ゴミの確認・回収等を実施) 等

(2) 登山者の安全対策

- 安全誘導員の配置
富士山頂の御来光時における混雑箇所での登山者の誘導案内や現地での情報収集等を行うため、富士宮ルートに安全誘導員を配置
- 登山者動向調査、登山者実態調査
指標(登山道ごとの1日当たりの登山者数)設定のため、GPSロガーによる調査およびアンケート調査を実施(期間はH27～29年度、H30年7月までに指標を設定)
夏山期間における富士山の来訪者管理及び登山者の安全対策のため、登山者の動向を把握する実数調査及びアンケート調査を実施
- 富士山衛生センター(救護所)の開設期間延長、山岳医による安全登山講演会の開催
富士山衛生センターについて18日間の期間延長を実施し、診療件数は214件
講演会を2017年5月31日に開催し、県内外の約110人の出席者に対して、同センター勤務の医師が登山時に起きる諸症状と対応方法について説明
- 担架・おんぶ紐の配備
富士宮ルートに スクーpstストレッチャーやレスキューキャリングラック等の担架・おんぶ紐を配備し、人命救助を円滑に行うための体制を整備

(3) 信仰の対象、芸術の源泉としての富士山が有する価値等の情報提供 等

※ 富士山保全協力金対象者以外の方(富士登山をされない方など)を対象者とする「富士山寄付金制度」も設置されている。
(注) 各種資料をもとに作成。

その他の地方環境税等の概要 ①

- 森林環境税や産業廃棄物税以外にも、狩猟税や、受益者負担や財源確保の観点から自治体が独自に課税する各種環境関連税が導入されている。

法定税

※法定税とは、地方税法に税目が特定されている税目のこと。

税目	狩猟税（47都道府県）
課税目的	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充当
課税対象	狩猟者の登録に対して課税（47都道府県）
税率	・網猟免許、わな猟免許に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－8,200円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－5,500円 ・第一種銃猟免許（装薬銃及び空気銃）に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－16,500円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－11,000円 ・第二種銃猟免許（空気銃のみ）に係る登録者－5,500円 等（各種減額措置あり） ※ 平成27年税制改正大綱における「有害鳥獣捕獲従事者に係る軽減措置の創設等」により、平成31年3月31日まで以下の減免措置が講ぜられることとなった。 ① 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税を非課税。 ② 被害防止の目的で捕獲に従事した者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1。
税收	8億円（2017年度見込み 47都道府県）
使途	捕獲や電気柵設置等の有害鳥獣対策、鳥獣保護員による保護監視パトロール、動物の生息調査、放鳥、狩猟者講習会などに使用

法定外税（都道府県）

※法定外税とは、自治体が一定の手続き、要件に従い、課する税目のこと。

税目	乗鞍環境保全税（岐阜県）
課税目的	環境保全施策を実施するための費用に充当
課税対象	岐阜県が乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転者を対象に課税
税率	・乗車定員が30人以上の自動車 ➢ 一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ➢ 一般乗合用バス …2,000円/回 ・乗車定員が11人以上 29人以下の自動車 …1,500円/回 ・乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回
税收	1,400万円（2016年度実績）
使途	環境影響評価調査や環境パトロール員設置等に使用

（注）財務省資料、総務省「法定外税の概要（平成30年1月現在）」等をもとに作成。

その他の地方環境税等の概要 ②

法定外税(市町村)

税目	歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）
課税目的	数多くの文化遺産を中心としたまちづくりの計画的な推進に要する費用に充当
課税対象	有料駐車場に駐車する者を対象に福岡県太宰府市が課税
税率	二輪車：50円、乗車定員10人以下の自動車：100円、乗車定員11～29人以下の自動車：300円、乗車定員29人超の自動車：500円
税収	8,400万円（2016年度実績）
使途	歴史的な文化遺産及び観光資源等の保全と整備に使用
税目	砂利採取税（神奈川県山北町）
課税目的	山砂利・川砂利の採取に起因する交通の悪化や河川への土砂流出等に対応する施策の費用に充当
課税対象	砂利採取業者を対象に課税
税率	神奈川県山北町（岩石：10円/㎡、砂利：15円/㎡）
税収	400万円（2016年度実績）
使途	道路や河川、交通安全施設等の整備に使用
税目	遊漁税（山梨県富士河口湖町）
課税目的	有数の観光地で素晴らしい釣り場である河口湖の環境を守る対策の費用に充当
課税対象	河口湖の遊漁者（釣り人）を対象に山梨県富士河口湖町が課税
税率	200円/人・日
税収	900万円（2016年度実績）
使途	駐車場やトイレの整備、湖畔清掃など、環境整備と環境美化の推進に使用
税目	環境協力税（沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村）、美ら島税（沖縄県座間味村）
課税目的	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備を行うための費用に充当
課税対象	旅客船や飛行機、ヘリコプター等により入域する者を対象に課税
税率	100円/回（障がい者、高校生以下は課税免除）
税収	3,000万円（2016年度実績 沖縄県伊是名村：400万円、沖縄県伊平屋村：300万円、沖縄県渡嘉敷村：1,300万円、沖縄県座間味村：1,000万円（平年度見込額））
使途	上記の目的実現のために使用
税目	開発事業等緑化負担税（大阪府箕面市）
課税目的	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上
課税対象	事業として行う開発行為等の行われる土地面積への課税
税率	250円/㎡
税収	2,000万円（2016年度実績）
使途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの

（注）総務省「法定外税の概要（平成30年1月現在）」をもとに作成。

諸外国におけるその他の環境関連税制の動向

諸外国における容器包装への課税の状況

- デンマーク、アイルランド、ポルトガルともに、使い捨て袋(レジ袋)に対して課税している。加えて、デンマークでは容器全般に対する課税も実施。
- EUでは、廃棄物の減量化やリユース利用が優先されていることもあり(EU包装廃棄物指令・1994年)、天然素材やリユース可能な容器の税率が低くなっている。

	デンマーク	アイルランド	ポルトガル
導入目的	・容器包装材全般の使用抑制を通じた廃棄物減量化が目的(1999年施行)	・環境保全及び景観の改善のためのレジ袋の消費量削減を目的に導入(2002年施行)	・環境税制改革の一部であり、消費行動への課税強化の一環として実施(2014年施行)
課税対象	・容器全般(重量ベース課税と容量ベース課税の併用)、使い捨て袋 ・製造業者と容器の輸入業者に対して課税	・プラスチック製バッグ(レジ袋)が対象(肉・魚の包装用、果物・野菜・氷等の包装用、0.7EUR以上の再利用可能な袋は非課税) ・消費者に課税(レジ袋購入段階) 小売業者にレシートへの税率表示義務付け	・プラスチック製バッグ(レジ袋)が対象 ・消費者に課税(レジ袋購入段階) 小売業者にレシートへの税率表示義務付け
税率	・アルコール・ワイン(紙製): 0.08DKK(10cl未満)~1.00/1包装(160cl以上) ・アルコール・ワイン(その他): 0.13DKK(10cl未満)~1.60DKK/1包装(160cl以上) ・ビール・ソフトドリンク他: 0.05DKK(10cl未満)~0.64DKK/1包装(160cl以上) ・使い捨て袋: 10DKK/kg(紙製)~22DKK/kg(プラスチック製)等	・レジ袋: 0.22EUR/袋 (導入時は0.15EUR、2007年に引上げ) ・レジ袋税に付加価値税は課されない ・小売業者は四半期に一度、歳入庁に報告 ※帳簿への記帳や集計・報告等は付加価値税(VAT)の管理システムを活用	・レジ袋: 0.04EUR/袋 (導入時は0.08EUR、2017年に引上げ) ・レジ袋税に付加価値税は課されない
税収・使途	・657百万DKK(2015年)、683百万DKK(2016年)、686百万DKK(2017年見込み)、708百万DKK(2017年見込み) ※2016年税収は2011年税収の73% ・一般財源	・12.0百万EUR(2016年) ・環境ファンドに入り、環境保全目的に使用 ・一人当たり年間消費量は、税導入前の328袋から2014年には14袋まで減少	・1.3百万EUR(2015年) ・一般財源(但し、税収の一部は、自然保護基金の一部として想定)

(備考)税率は2018年1月時点。為替レート:1DKK=約17円、1EUR=約127円(2015~2017年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)デンマーク税務省、アイルランド歳入庁、ポルトガル環境省資料をもとに作成。

諸外国におけるフロン類への課税の状況

- 米国は、オゾン層保護対策として、輸入や国内での機器製造、販売に課税。
- オーストラリアは、オゾン層保護及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、輸入、製造に課税。
- デンマークは、フロンを温室効果ガスとしてCO₂換算して課税。

	米国	オーストラリア	デンマーク
導入目的	・オゾン層破壊物質(ODC)の削減が目的(1990年施行)	・オゾン層破壊物質及び温室効果ガス抑制が目的(1989年施行) ※2012年7月～2014年7月は、炭素価格付け制度を追加的に実施	・オゾン層保護を目的としてCFC・ハロンへ課税。1989年施行。 ・温室効果ガス排出抑制を目的として、HFCs・PFCs・SF6を課税対象に追加。2001年施行。
課税対象	・生産者のODC製造、製造者の機器へのODC使用、輸入業者によるODC販売に課税 ・国内でリサイクルされるODCは全て非課税	・オゾン層破壊物質(HCFCs・臭化メチル)及び代替フロン(HFC・PFC・SF6)を製造する生産者又は輸入業者に対して課税	・新規製品、機器への充填、既存機器への補充が対象(輸出用、リサイクル、医療用は対象外)。
課税額	・課税額=税率(基礎税額×ODCオゾン層破壊係数)×ODC重量 ※基礎税額は年々増額 ・2017年の税率(1lb当たり)は下記: CFC-11 : 15.25USD ※CFC-12,14,111,112,211～217も同様。 CFC-113 : 12.2USD CFC-115 : 9.15USD Halon-1211 : 45.75USD Halon-1301 : 152.5USD Halon-2402 : 91.5USD 四塩化炭素 : 16.775USD メチルクロロホルム : 1.525USD	【HCFC】 ・オゾン破壊物質トン※1×税率 ・税率(オゾン破壊物質トン当たり): 3,000AUD 【代替フロン・臭化メチル】 ・物量トン×税率 ・税率(物量トン当り)は下記: 代替フロン : 165AUD 臭化メチル : 135AUD ※1: Σ (HCFC重量×オゾン破壊係数※2) ※2: CFC11=1を基準に同量で何倍のオゾン層破壊効果があるか示す係数	【CFC・ハロン】 ・物量kg×税率 ・税率 : 30DKK 【HFCs・PFCs・SF6】 ・物量kg×税率(GWP比で課税) ・税率(物量kg当たり)は15～600DKK(以下例): HFC-125 : 525DKK HFC-134 : 165DKK HFC-134a : 215DKK SF6 : 600DKK R-14 : 600DKK
税収	・4.1百万USD(2016年) ※1999年税収は120.5百万USD、1996年1月1日に国内生産を終了してから(使用禁止ではない)激減	・1.0百万AUD(2017年見込み)	・65百万DKK(2018年見込み) ※CFC・ハロンの税収は1996年以降ゼロ。

(備考) 為替レート: 1USD=約114円、1AUD=約86円、1DKK=約17円(2015～2017年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、lb(1lb=0.454kg)はパウンド(重量)を示す。

(出典) 米国歳入庁「Form 6627(Part II. Tax on Ozone-Depleting Chemicals (ODCs), IRS No. 98)」及び「Federal Excise Taxes Reported to or Collected by the Internal Revenue Service, Alcohol and Tobacco」、豪州政府「Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas (Import Levy) Regulations 2004」及び「COST RECOVERY IMPLEMENTATION STATEMENT Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas Program 2016-17」、デンマーク税務省「CFC-Tax Act」及び「Detailed table of green taxes 2010 - 2018」等より作成。

諸外国におけるまちづくりに関連した税制の状況

- フランスの交通税は、公共交通を維持・運営するための主要財源として位置づけられている。
- ミネソタ州の汚染税は、土壌汚染のインセンティブとならないよう課税を行うとともに、除去計画の有無等で税率に差異を設けることで汚染者に対し汚染浄化のインセンティブを与えるほか、その税収についても土地の浄化等に活用。

	交通税(フランス)	汚染税(米国・ミネソタ州)
導入目的	- 公共交通の維持・運営のための主要財源の確保を目的として導入(1970年代～)。 - 税率の差別化を通じて自治体の広域連合化や観光振興にも寄与。	土壌汚染土地等による資産の市場価値下落分(財産税の減収額)に課税。財産税が土壌汚染のインセンティブとならないための措置。税率の差別化を通じて、汚染者に浄化インセンティブを与えるとともに、税収の一部を汚染浄化の補助金財源に充てることで、汚染浄化にも寄与。(1993年制定、1995年施行)。
課税対象	- 人口1万人以上の都市圏交通区域(PTU)で従業員9名以上雇用する個人及び法人。 - 公益財団、非営利団体、社会組織認定団体は減免。また、無料の通勤交通機関を提供する事業者等は税の還付を受けられる。	- 建物、土地、未利用地(原野)等の所有者。 - 米国環境保護庁が定めたアスベスト除去プログラムを実施している場合等は免税。個人資産には適用されない。
徴収方法	- 給与総額に課税(外形標準課税)。 - 税率は地域によって異なる。 【パリ圏】1.5%～2.7%(2013年) 【地方都市圏】0.55%～2.0%(2013年) ※人口規模、公共交通専用空間の有無、都市形態、観光特区指定の有無等により異なる。 - 各PTUの都市圏交通局(AO)が社会保障費の徴収機関(URSSAF)に委託して徴収(徴収額の1%が手数料)。	- 土壌汚染によって下落した資産の市場価値が1万US\$以上の場合、汚染による市場価値下落分(財産税の減収額)に対して課税。 - 税率は資産所有者の処置状況と汚染責任に応じて設定。 【除去計画なし】100%(汚染責任あり)、25%(汚染責任なし) 【除去計画あり】50%(汚染責任あり)、12.5%(汚染責任なし) - 汚染税の徴収は財産税と同様。
税収・使途	- 税収は公共交通へのインフラ投資、運営費等に充当。 【パリ圏】3,424百万EUR(2013年)※AO全収入の38% 【地方都市圏】3,592百万EUR(2013年)※AO全収入の47% - 交通税は、公共交通の拡充(LRTの新設等)と利用促進に寄与。	384,000USD(2016年)(State TaxとLocal Taxの合計) - 税収の配分は除去計画の有無で異なる。 【除去計画なし】全て地方課税区(カウンティー)に配分 【除去計画あり】Contaminated Site and Development Account(浄化補助金基金)(5%をカウンティー、95%を州)に充当

(備考) 為替レート: 1EUR=約127円、1USD=約114円(2015～2017年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) OECD/EEAデータベース、GART, 2015, L'année 2013 des transports urbains、川勝健志(2012)「持続可能な都市交通と地方環境税: フランス交通税を事例に」『運輸と経済』72(5)、73-84、Minnesota Department of Revenue, 2017, Minnesota Tax Handbook 2016 Edition、横山彰(2010)「税制のグリーン化と固定資産税」『資産評価情報』176、2-7 等より作成。

諸外国の主な再エネ促進税制

- 米国では、再エネ発電や再エネ投資を行う企業に対して、法人税の控除が行われている。
- カナダやアイルランドでは、再エネ設備の加速償却制度が導入されている。

	米国		カナダ	アイルランド
名称	①再生可能電力生産税控除 (PTC) ※1992年導入	②ビジネス・エネルギー投資税控除 (ITC) ※エネルギー投資に関する税控除を2008年より拡大	クリーンエネルギー設備の加速償却 ※1994年導入	エネルギー効率設備の加速償却 ※2008年に導入(2度の延長)
根拠法	US Code Title 26, Section 45	US Code Title 26, Section 48	Income Tax Regulations, Classes 43.1 and Class 43.2 of Schedule II	Finance Act 2008, Section 46
内容	- 再エネによる発電・販売を行った企業に対して、<u>発電量に応じて、法人税を控除</u>。 - 事業開始から10年間が対象。 2016年の控除額 ①風力、地熱、太陽エネルギー、バイオマス(残渣等) 0.023ドル/kWh ②その他(埋立ガス、海洋エネルギー等) 0.012ドル/kWh 2017年の控除額 ①風力 0.0184ドル/kWh	- 再エネプロジェクトへの資本投資を行う企業等に対し、<u>投資額の一定割合を法人税から控除</u>。 - 控除率は技術ごとに設定 ①太陽エネルギー、風力、燃料電池 30% ②地熱、マイクロタービン、CHP 10%	- 再エネ設備等を取得した企業に対し、<u>費用の加速減価償却</u>を通じて、法人税を優遇。 1994年2月以降に取得した設備は定率法で30%、2005年2月22日～2020年までに取得した設備は50%適用。 16分野の機器が対象(風力、太陽エネルギー、小型水力、地熱、波力・潮力、定置用燃料電池、コージェネ等)。	- 省エネ設備等を取得した企業に対し、<u>費用の即時償却</u>(購入年に100%)を通じて法人税を優遇。 2017年末まで実施予定。 - 再エネ以外を含む、52種類の技術、1万を超える製品が対象(PVシステム、風力タービン、高効率照明、BEMS、電気自動車等)。
減税規模	15億5,000万ドル(2015年度見込) 19億5,000万ドル(2016年度見込) 22億5,000万ドル(2017年度見込)	10億1,000万ドル(2015年度見込) 14億7,000万ドル(2016年度見込) 9億7,000万ドル(2017年度見込)	(公表されていない)	100万ユーロ(2012年) 70万ユーロ(2013年) 90万ユーロ(2014年)
税收総額(参考)	3兆4,400億ドル(2015年度)		2,430億カナダドル(2015年度)	458億ユーロ(2015年)

(出典) 米国エネルギー省ウェブページ、米国財務省「Tax Expenditures FY 2017」、米国財務省「Financial Report of the United States Government - 2016」、カナダ天然資源省ウェブページ、カナダ財務省ウェブページ、カナダ政府「Public Accounts of Canada 2015-2016」、アイルランド通信・気候対策・環境省ウェブページ、Sustainable Energy Authority of Irelandウェブページ、アイルランド国税庁「Costs of Tax Expenditures (Credits, Allowances and Reliefs)」、「Revenue Receipts by Taxhead」より作成。

諸外国における主な住宅改修促進制度

- 既存住宅のエネルギー改修に関して、米国では2006～2016年に改修費用の所得税控除が実施された。フランスでは、所得税控除、付加価値税の軽減、固定資産税の軽減が実施されている。

	米国	フランス		
名称	住宅エネルギー効率税控除 (Residential Energy Efficiency Tax Credit) ※2006年導入、2016年末終了	エネルギー移行のための税控除 (crédit d'impôt pour la transition énergétique) ※2005年導入、2017年末まで	付加価値税の軽減 (TVA à taux réduit) ※1999年導入	固定資産税の軽減 (exonération de la taxe foncière)
根拠法	Energy Policy Act (2005) Energy Improvement and Extension Act (2008)	Article 200 quarter du Code général des impôts Article 18 bis de l'annexe IV	Article 278-0 bis A du Code général des impôts	Article 1383-0 B du Code général des impôts
内容	既存住宅の外皮の改修費用の10%を個人所得税から控除する。上限は500USD。また、省エネ機器購入費用も機器毎の上限内で控除。 【対象】 ・住宅の熱損失削減を目的とする断熱材料及び断熱システム ・外装扉、窓、天窓 (version 6.0 Energy Star を満たすもの。窓の控除額は2006年から2016年に合計で200USD未満) ・金属製の屋根、アスファルト製の屋根 (Energy Starの認証済みのもの) 等	住宅のエネルギー改修費用の30%を所得税から控除する。非課税者または所得税額が控除額を下回る場合は返金される。5年間で最大8,000EUR、夫婦の場合16,000EUR、扶養家族一人につき400EURずつ追加。 【対象】 ・断熱材、外壁、玄関扉、シャッター、高性能ボイラー、太陽熱温水器等、及び付随する工事。 (※)2014年8月末までは、持続可能な開発税控除という名称	住宅のエネルギー改修に関する付加価値税を、5.5%に軽減する。(2017年1月時点の標準税率は20%) 【対象】 ・エネルギー移行のための税控除と同一	エネルギー改修を行った住宅の固定資産税を5年間軽減。地方自治体により、軽減率は異なる。 【対象】 ・エネルギー移行のための税控除と同一 ・申請前年の改修費用が1万EUR超、または3年間で1万5,000EUR超の場合。
減税規模	5億3,000万USD (2016年度)	16億7,000万EUR (2016年)	11億EUR (2016年)	(公表されていない)
(参考) 税收総額	3兆4,400億USD (2015年度)	5,128億EUR (2016年)、4,981億EUR (2015年)		

(出典) 米国エネルギー省ウェブページ、米国財務省「Financial Report of the United States Government - 2016」、ADEME (2017)「Aides financières 2017」、フランス経済・財務省ウェブページ、フランス経済・財務省「Les comptes de l'État 2016」、「Annexe au Projet Loi de Finances pour 2017, Évaluations des Voies et Moyens, Tome II Dépenses fiscales」より作成。

諸外国における主な渋滞緩和に向けた税

- 英国のロンドンは、公共交通機関の利用促進のため2003年に渋滞税を導入。2007年にスウェーデンのストックホルム、2012年にイタリアのミラノでも導入。

	英国・ロンドン市	スウェーデン・ストックホルム市	イタリア・ミラノ市
導入目的	2003年に、自家用車から、公共交通機関、徒歩、自転車へのシフト促進を目的に渋滞税(Congestion Charge)導入。	2007年に、道路アクセスの容易性や環境の改善を目的に渋滞税(Congestion taxes)導入。 ※ヨーテボリ市でも同様の制度が導入されている。	2012年に、道路交通の削減、自転車道や歩道整備の収入確保、事故や大気汚染等削減を目的に、渋滞税(Congestion Charge - Area C)導入。
対象・税率	- 月曜から金曜(祝日除く)の7:00~18:00にロンドン中心部(Congestion Charge zone)を通過する車。 1日当たり11.5ポンド(自動支払システム(Auto Pay)は10.5ポンド)の支払いで、域内を自由に往来可能。 - オートバイ、原動機付自転車、電気自動車、緊急車両、タクシー・ハイヤー等は非課税。 - 域内居住者は90%減税。	- 月曜から金曜(祝日、祝日の前日、7月を除く)の6:00~18:29に、ストックホルム中心部の26か所の地点を通過する自動車。 - 交通量が多い時間帯の税率を高く設定。中心部は、11~35クローナ、高速道路(Essingeleden)は11~30クローナ。1日の上限価格は自動車1台当たり105クローナ。 - オートバイ、原動機付自転車、緊急車両、14トン以上のバス等は非課税。	- 月曜から金曜(祝日除く)の7:30~19:30(木曜は18:00まで)にミラノ中心部(Cerchia dei Bastioni)を通過する車。 1日当たり5ユーロの支払いで、域内を自由に往来可能。('Euro 0'等の車は上記時間内の立入不可)。 - オートバイ、原動機付き自転車、電気自動車、緊急車両、タクシー等は非課税。 - 域内居住者は2~3ユーロに減税。
税収・使途	2億5,740万ポンド(2015年)、2億5,840万ポンド(2016年)。※ロンドン交通局の収入総額は52億8,860万ポンド(2016年)。 - 税収はロンドンの交通の改善に活用。	15億9,700万クローナ(2016年)。 ※ストックホルム市の税収総額は436億クローナ(2016年) - 税収は地下鉄の拡張、バイパスの建設に活用。	2,030万ユーロ(2012年)。 - 税収は自転車道・歩道の整備等に活用。
効果	導入前の2002年と比べ、域内交通量は27%減で推移(対象年の記載なし)。	記載なし	導入前の2011年と比べ、2016年の域内一日当たり交通量は29.7%減少。

(出典)ロンドン交通局ウェブページ「Congestion Charge」、ロンドン交通局(2016)「Annual Report and Statement of Accounts」、ミラノ市ウェブページ「Area C」,「Bilancio Economico」,「Monitoraggio Area C Sintesi risultati al 30 Giugno 2016」、Swedish Transport Agencyウェブページ「Congestion taxes in Stockholm and Gothenburg」,「Statistik trängselskatt Stockholm 2016」、Stockholms Stad「The City of Stockholm's Annual Report 2016」、C40ウェブページより作成。

諸外国における入山・入園・入島に関する税等の導入状況

- 海外の入山・入園に関しては、エベレスト、カトマンズ、グランドキャニオン等で、入山料・入園料（協力金）の名目での制度が存在。日本国内の入山料に対して高額である。
- 海外の入島に関する税等の例として、ガラパゴス諸島入島税、イースター島国立公園料等がある。

入山料・入園料

(2018年1月時点)

国名	税目	対象・税率	課税/課金段階
中国、ネパール	エベレスト入山料	入山者。ネパール側11,000USD/人(これ以外にliaison officerに対する支払い等が必要)、チベット側9,950USD/人(4人以上)～19,500USD/人(3人以下)(これ以外にネパール人ガイド費用等が必要)。	エベレスト登山時、要事前登録
アルゼンチン	アコンカグア入山料	入山者。582USD/人(閑散期)～800USD/人(繁忙期)。	アコンカグア入山時
タンザニア	キリマンジャロ国立公園入園料	公園入園者。70USD/人(16歳以上の東アフリカ非在住者)。	公園入園時
ネパール	カトマンズ内国立公園入園料	Sagarmatha National Parkの入園者の場合、0(ネパール人)、1,500NPR(南アジア地域協力連合:消費税除く)、3,000NPR(外国人:消費税除く)。	公園入園時
米国	グランドキャニオン国立公園入園料	自家用車30USD/台、オートバイ25USD/台、個人(徒歩、自転車など)15USD/人。すべて7日間有効。	公園入園時

入島税・入島料

(2018年1月時点)

国名	税目	対象・税率	課税/課金段階
エクアドル	ガラパゴス諸島入島税	観光客。12歳以上の大人の場合、6USD/人(エクアドル国民)、50USD/人(アンデス共同体・メルコスール)、100USD/人(外国人)。	ガラパゴス諸島への入島時
チリ	イースター島 国立公園入園料	入島者(観光)。20USD(チリ国民)、60USD(外国人)。	国立公園(イースター島)への入園時

(出典)エベレスト:How Much Does it Cost to Climb Mount Everest? - 2018 Edition、アコンカグア:Aconcagua Climbing Season 2017/2018、タンザニア:Tanzania National Parks Tariffs July 2017-June 2018、カトマンズ:Park entry fees、グランドキャニオン:Fees & Passes、ガラパゴス諸島:Galapagos National Park Entrance Fee、イースター島:National park ticket
(備考)為替レート:1USD=約114円(2015～2017年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、1NPR=約1円(2018年2月22日スポット価格)。